

秋田県農業経営負担軽減支援資金利子補給要綱

(利子補給)

第1条 知事は、農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月20日付け17経営第8953号農林水産省経営局長通知。以下「ガイドライン」という。）第2に規定する農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）を貸し付ける同ガイドライン第2の3に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この要綱の定めるところにより本資金に係る利子補給金を交付する。

(利子補給率)

第2条 本資金の貸付利率及び利子補給率は、別表のとおりとする。

(利子補給の承認申請等)

- 第3条 第1条の利子補給を受けようとする融資機関は、利子補給承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による承認をしたときは、利子補給承認書を当該融資機関に交付するものとする。
- 3 前項の規定により利子補給承認書の交付を受けた融資機関は、当該利子補給に係る本資金の貸付けを行ったときは、遅滞なく貸付実行報告書を知事に提出しなければならない。

(利子補給契約)

第4条 第1条の利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する別紙による利子補給契約書によって行うものとする。

(利子補給金の額)

第5条 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における本資金につき、第2条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞金を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(利子補給金の請求)

第6条 第3条第1項の規定による承認を受けた融資機関は、当該利子補給金の交付を受けようとするときは、1月1日から6月30日までの期間に係るものにあつては7月末日までに、7月1日から12月31日までの期間に係るものにあつては翌年2月10日までに請求書に利子補給金明細書を添えて知事に提出しなければならない。

(利子補給金の支払)

第7条 知事は、前条の規定による請求があつた場合において適当と認めるときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌々月中に利子補給金を支払うものとする。

(利子補給金の打ち切り等)

第8条 知事は、県の利子補給に係る本資金について、次の場合は、これ以降融資機関に対し、当該借受者への貸付に係る利子補給金を打ち切るものとする。

- (1) 借受者の経営改善計画の実行が困難と認められた場合
- (2) 借受者の経営改善計画に不実記載が認められた場合
- (3) 借受者が借入を辞退した場合
- (4) 借受者がその借入金を目的以外に使用した場合
- (5) 借受者が農業経営を中止した場合

2 知事は、融資機関の責に帰すべき事由により、融資機関がこの要綱又はこの要綱に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(報告の徴収等)

第9条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った第1条の利子補給に係る本資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(その他)

第10条 本資金については、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第5215号）第1の1に規定する大家畜・養豚特別支援資金又は畜産経営維持緊急支援資金融通事業実施要綱（平成21年6月3日付け21農畜機第1115号）第3の2に規定する畜産経営維持緊急支援資金と併せて貸し付けないものとする。

附 則

この要綱は、平成13年7月23日から施行し、平成13年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月20日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

農業経営負担軽減支援資金利子補給契約書

秋田県（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、乙が貸し付ける農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月20日付け17経営第8953号農林水産省経営局長通知）第2に規定する農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）につき、甲が乙に対し利子補給金を交付するについて、次の条項を契約する。

第1条 甲は、乙の融資に係る本資金につき、秋田県農業経営負担軽減支援資金利子補給要綱（以下「利子補給要綱」という。）の定めるところにより乙に対し利子補給金を交付する。

第2条 乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承認書を交付することによって行うものとする。

第3条 乙は、前条の利子補給承認書の交付を受けたときは、その日から60日以内に貸付けを行わなければならない。ただし、甲の利子補給に係る資金を借り受けようとする者の事情により乙が特に必要と認めるときは、この限りではない。

第4条 乙の貸付けの弁済期限等の変更に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認申請書に基づき、甲が利子補給変更承認書を交付することによって行うものとする。

第5条 乙は、第3条の規定による貸付けを行ったとき、又は前条の規定により甲の利子補給に係る貸付けの弁済期限等を変更したときは、遅滞なく、その旨を甲に対し報告するものとする。

第6条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、利子補給規程第4条に規定する方式により算出した額とする。

第7条 乙は、甲に対し利子補給金を請求するときは、利子補給規程第4条に規定する1月1日から6月30日までの期間に係る利子補給金についてはその年の7月中に、7月1日から12月31日までの期間に係る利子補給金についてはその翌年の2月中に、利子補給金請求書により行うものとする。

第8条 甲は、乙から前条の請求書を受領したときは、その日の属する月の翌々月中にこれを支払うものとする。

2 甲が前項の支払を遅延したときは、支払期限の翌日から支払をする日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合をもって計算した遅延損害金を乙に支払うものとする。

3 前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第9条 乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況に関し、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間ごとにつき、第7条に規定する利子補給金請求書に添付して甲に対し報告するものとする。

第10条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

第11条 甲は、甲の利子補給に係る本資金について、次の場合は、これ以降融資機関に対し、当該借受者への貸付に係る利子補給金を打ち切るものとする。

- (1) 借受者の経営改善計画の実行が困難と認められた場合
- (2) 借受者の経営改善計画に不実記載が認められた場合
- (3) 借受者が借入を辞退した場合
- (4) 借受者がその借入金を目的以外に使用した場合
- (5) 借受者が農業経営を中止した場合

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により乙が利子補給規程又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

第12条 乙は、甲の利子補給に係る資金の融資に関し甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第13条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議により定めるものとする。

第14条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

第15条 この契約書は、2通作成し、甲及び乙において各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 秋 田 県 知 事 印

乙 融 資 機 関 の
所 在 地 、 名 称
及び代表者の職氏名 印